



令和6年9月11日
午前10時

心肺蘇生を望まない意思を示した傷病者への対応について

市消防本部では、心肺停止の人に対して、迅速に救命処置を行い、医療機関へ搬送していますが、10月1日から心肺蘇生を望まない人に対する新たな救急活動の運用を開始します。

1 新たな運用の概要

救急現場で以下の項目が確認できれば、心肺蘇生を中止し、かかりつけ医に引き継ぐことが可能とした。

- ・本人および家族などかかりつけ医との間で、心肺蘇生を行わないこと
の意思表示や事前指示について作成した文書の提示
- ・かかりつけ医から心肺蘇生中止の指示を受ける
- ・かかりつけ医や訪問看護師が現場に臨場できる

2 運用開始日 10月1日（火）午前0時以降の覚知の事案から

3 取材対応 9月12日（木）午後2時から一関市役所3階市政記者室において、市消防本部消防長、消防課長および消防課長補佐が説明します。

問い合わせ先 一関市役所

〒029-0803 岩手県一関市山目字中野140番3号

消防本部消防課 課長補佐兼救急係長 千葉

電話：(0191)25-0119 (ダイヤル)

FAX：(0191)25-5922

メールアドレス：shobo@city.ichinoseki.iwate.jp